大竹市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル提案説明書

１　業務目的

大竹市において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の規定及び第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の質の向上と運営の安定化を図るとともに、児童の安全・安心な放課後の居場所づくりと子育てと仕事の両立支援を推進するために、適切な業務遂行能力と技術力を有する受託予定者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

２　業務内容

（１）業　務　名

大竹市放課後児童クラブ運営業務

（２）履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

ただし、契約締結日から令和９年３月３１日までは、開所準備期間とする。

なお、開所準備期間に要する費用は、受託者が負担するものとする。

（３）業務・企画提案の内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

（４）委託料の上限

（総額）２６６，０２７，０００円以内

（見積書積算の内容については、仕様書のとおり）

※本事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定される第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 条）第 6 条の規定により消費税は非課税である。

３　受託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式

４　参加資格

プロポーザル方式に参加しようとする者は、法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。

（２）法人税、消費税及び地方消費税並びに参加申し込みを行う本店又は支店の所在地における税の滞納がないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

（５）市との連絡・調整が速やかに行えるよう、広島県内又は山口県内に本社、支社、事業所のいずれかを本委託業務開始までに有していること。

（６）支援員等の給与については、支援員の能力や経験年数、研修実績等に応じた賃金改善の仕組みを導入する等、委託料内での処遇改善について、努力すること。

（７）各児童クラブにおいて、支援員等一人に対して実児童数が概ね 15 名以内になる勤務体制を確保すること。

（８）プライバシーマークまたは ISMS 認証（ISO27001）を取得していること。また、クラウド環境によるデータ管理等をする場合、データセンターは日本国内にあること。

５　スケジュール

プロポーザル、実施説明書の公表	令和８年１１月５日（木）
参加表明書提出期限、現地見学申込期限	令和８年１１月１３日（金）
質問提出期限	令和８年１１月２０日（金）
提案書提出期限	令和８年１１月２７日（金）
１次審査	令和８年１２月１日（火）
２次審査（プレゼンテーション）	令和８年１２月１６日（水）
受託予定者選定・公表・通知	令和８年１２月２５日（金）まで

６　参加表明書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の方法により期限までに参加表明書（様式１）を提出すること。

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、電話等で連絡の上、速やかにその理由等を書面（様式任意）で提出すること（電子メール可）。

なお、参加表明書の提出後に参加辞退した場合において、指名除外等の処分は行わないものとする。

（１）件名を「大竹市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル参加表明書（企業名）」とし、様式１に必要事項を記入の上、提出すること。

（２）提出方法

持参・郵送・ＦＡＸ・メール

※持参での受付は、午前９時から午後５時の間（土・日曜日及び祝日を除く。）とする。

※郵送・ＦＡＸ・メールで提出する際には、送付後に必ず電話連絡をすること。

（３）提出先

〒７３９－０６０５　広島県大竹市立戸１丁目６番１号

大竹市教育委員会事務局生涯学習課社会教育係

電　話：０８２７－２８－５６８０（直通）

ＦＡＸ：０８２７－５３－５８０１

メールアドレス：seigaku@city.otake.hiroshima.jp

（４）提出期限　令和８年１１月１３日（金）１７時（必着）

７　現地見学

現地見学を希望する者は、下記の方法において期限までに現地見学申込書（様式9）を提出すること。※見学は各児童クラブ１５分以内とする。

（１）開 催 日　　個別に実施　※希望者のみ

（２）場　　所

①ひかり児童クラブ（大竹小学校敷地内：大竹市白石２丁目１番２号）

②みどり児童クラブ（小方学園敷地内：大竹市小方ケ丘１番２号）

③あすなろ児童クラブ（玖波小学校内：大竹市玖波７丁目１番１号）

（３）提出方法　同「５　参加表明書」

（４）提出先　　同「５　参加表明書」

（５）提出期限　令和８年１１月１３日（金）１７時（必着）

８　質問受付方法等

本提案説明書の内容に不明な点がある場合は、下記の方法により期限までに質問書（様式5）を提出すること。なお、質問件数及び質問回数は制限しない。

（１）件名を「大竹市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル質問書（事業者名）」とし、質問書に必要事項を記入の上、提出すること。

（２）提出方法　同「５　参加表明書」

（３）提出先　　同「５　参加表明書」

（４）提出期限　令和８年１１月２０日（金）１７時（必着）

（５）回答方法　提出された質問に対する回答は、事業者名を非公開とし、随時、市ホームページにて公開する。

（６）公開場所　市ホームページ ＞「事業者の方へ」内

９　提案書等の作成要領

（１）提出書類の規格は、原則としてA4判片とじ、片面印刷、文字サイズは12ポイント以上とする。

なお、業務経歴書（様式4）など、行を追加して作成する場合は両面印刷も可とする。

（２）提案書は１社１案とし、定められた枚数以内にまとめること。各項目における提案の妥当性や工夫した点、独自の視点などを明確に示し、どのような考え方に基づいて業務を実施するのかが読み取れるよう記載すること。

（３）提案書等、提出する書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

１０　提出書類

提出書類は次のとおりとする。様式に注意事項がある場合は、それに従って作成すること。

また、提出書類の編さん方法は、正本は、（１）から（10）までの文書を順番どおりに

並べ、左側に穴を開け、綴り紐等で１部ずつ綴じること。

副本は、（２）・（５）・（６）・（７）・（８）の書類を、正本と同様の方法で１部ずつ綴じること。

提案者名は正本にのみ記載し、副本には社名、提案者を特定するロゴ等を掲載しないこと。

なお、提出に際し、表紙等で装丁しても構わないが、極力簡素なものとすること。

（１）提案書提出届（様式２－1）：１枚

（２）会社概要及び営業所表（様式２－2）：１枚

（３）委任状（様式２－3）：１枚

（４）会社状況書（様式３）：１枚

（５）業務経歴書（様式４）：１枚

（６）業務受託体制（様式 10）：１枚

（７）提案書（様式任意）：30 枚以内

様式は特に定めないが、提案書の評価基準となる項目（別紙１参照）について、可能な限り記載すること。また、２（３）業務・企画提案の内容に記載する項目に加えて実施する業務提案があれば記載すること。

テーマ	
①	業務実施方針
②	提案内容の実現性（魅力的な児童クラブ運営等）
③	支援員等の雇用・指導・研修体制
④	事務局体制・危機管理体制
⑤	情報セキュリティ管理体制
⑥	その他追加内容

※　①～⑥のテーマ別に区別して、番号及びテーマ名を明記し、番号順に記述すること。

（８）見積書（様式任意）：１枚

様式は任意とするが、２（３）業務・企画提案の内容に記載する項目ごとの、詳細な内訳を明記すること。

なお、２（３）業務・企画提案の内容に記載する項目に加えて業務提案する場合は、その内訳も記載すること。

（９）管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書及び参加申し込みを行う本店又は支店の所在地における税について滞納がないことを証した書面：各１通

（10）法人に係る登記事項証明書（登記簿謄本）：１通

１１　提案書等の提出期間等

（１）書類提出期間

令和８年１１月２７日（金）１７時（必着）

（２）提出先

〒７３９－０６０５　広島県大竹市立戸１丁目６番１号

大竹市教育委員会事務局生涯学習課社会教育係

電　話：０８２７－２８－５６８０（直通）

（３）提出方法

持参（受付は、午前９時から午後５時までの間（土・日曜日及び祝日を除く）とする。）又は郵送による。

郵送の受取確認の通知として、直ちに提案書提出届（様式２－１）の作成者欄に記載された電話番号に連絡を行う。受取確認の連絡がない場合は電話照会するなどの対応を取ること。

理由の如何を問わず、提出期限内に受取を完了した書類のみを有効とする。

（４）提出部数

１０部（正本１部、副本９部）

また、次に示す書類の写しは提案書とは別綴じとし、１部の提出とする。

ア　会社概要：パンフレット等（提出する場合のみ）

イ　企業が保有する資格（品質管理体制、情報セキュリティ体制）を証するもの

ウ　企業の同種業務の実績を証するもの

１２　選定予定日等

（１）１次審査

提案書等の提出をした者（以下「提案者」という。）の中から、提出書類の内容によりおおむね上位５者を選定する。

日時：令和８年１２月１日（火）予定

※　１次審査の結果は、翌日中に電子メール等により通知し、後日文書を送付する。

（２）２次審査

１次審査で選定された提案者に対するヒアリングにより選定する。

日時：令和８年１２月１６日（水）予定

場所：３階　大会議室（大竹市役所本庁舎：大竹市小方１丁目１１番１号）

※日時・場所等の詳細については、対象者に別途通知する。

ア　ヒアリング時間：２０分以内（別に質問時間を１０分程度設ける。）

イ　ヒアリング対象者：対象業務を受託する会社に属するものとする。

ウ　その他：ヒアリング時には、追加資料等は一切受理しない。

エ　装備品：プロジェクター、ホワイトボード

※２次審査の結果は、１２月２５日（金）１７時までに電子メール等により通知し、後日文書を送付する。

１３　審査項目等

提案書等の審査項目及び全体に占める評価の割合は次のとおりとする。

審査項目	全体に占める評価の割合	評価基準	
１　事業者評価	３０／１００	別紙１	１次審査
２　提案評価	６０／１００	別紙１	２次審査
３　総合評価	１０／１００	別紙１	

１４　審査方法

（１）１次審査は、提出書類により選定委員会において審査する。
（２）２次審査は、選定委員会がヒアリングにより審査する。
（３）審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数により行う。
（４）各審査項目の評価基準については、別紙１のとおりとする。なお、評価点数は各審査員の平均点（小数点以下第２位を四捨五入する。）とする。
（５）１次審査では、審査項目１の項目について、提出された書類をもとに評価（評価点３０点満点）を行う。１次合格者は１０点以上のものとする。
（６）２次審査では、審査項目２についての評価を行う。また、審査項目３の評価点を算出する。（評価点７０点満点）
（７）受託予定者の選定は、１次審査と２次審査の評価点を合計した１００点満点で行う。

１５　受託予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案者（以下「最高得点提案者」という。）を受託予定者として選定する。ただし、受託予定者が失格となった場合又は契約を拒んだ場合は、次順位の者を新たに受託予定者として手続を行うものとし、新たな受託予定者についても同様とする。なお、最高得点提案者が複数ある場合は、委員会の意見を付して受託予定者を選定するものとする。

１６　不採用に関する事項

受託予定者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と評価結果（評価点数／配点で表示）を記載した不採用通知書（様式 8）により通知する。

当該通知書を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日以内（大竹市の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）に、書面により、受託予定者に選定されなかった理由（以下「不採用理由」という。）についての説明を求めることができる。

市長は、不採用理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して１０日以内に、書面により回答する。

１７　提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
（１）提出期間を過ぎて提案書等を提出した場合
（２）提出書類に虚偽の記載があった場合
（３）見積書に記載された金額が、委託料の上限を超える場合
（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
（５）審査の公平性を害する行為があった場合
（６）「４　参加資格」の要件を満たさなくなった場合
（７）１次審査と２次審査の合計評価点が、６０点未満の場合

（８）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格であると認めた場合

１８　選定結果の公表等

受託予定者の決定後、審査結果及び選定結果等を速やかに市ホームページで公表する。

１９　その他の留意事項

（１）提案書等の作成及び提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
（２）提出された提案書等は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあること。
（３）提出された提案書等は返却しない。
（４）提出された提案書等は、提案者に無断で審査以外の目的に使用しない。
（５）提出期間経過後の、提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
（６）提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。
（７）連絡事項等は、予告なく市ホームページへの掲載により通知する場合がある。

２０　問い合わせ先

本プロポーザルに関する問い合わせ先は以下のとおり。
大竹市教育委員会生涯学習課社会教育係　　担当：若林、松岡
電　話：０８２７－２８－５６８０（直通）ＦＡＸ：０８２７－５３－５８０１
メールアドレス：seigaku-shakai@city.otake.hiroshima.jp

※　なお、本説明書の内容に関する問い合わせは、質問書（様式5）を提出することにより行うこと。